

助成金

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用
及び掘削用）運転技能講習

- 1 本技能講習修了者でなければ就業させてはならない業務
機体重量3 t以上の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転の業務。
- 2 この技能講習の修了者が運転できる機械（機体重量3 t未満の機械を含む。）

| 整地・運搬・積込み用機械 | 掘削用機械 |
|--------------|--------------------------|
| ブルドーザー | パワー・ショベル |
| モーター・グレーダー | ドラグ・ショベル(通称：バックホウ、ユンボ) |
| タイヤショベル | ドラグライン |
| ずり積機 | クラムシェル |
| スクレーパー | バケット掘削機(バケットホイールエスカベーター) |
| スクレープ・ドーザー | トレンチャー |

- 3 受講対象
満18歳以上の者。
- 4 講習科目の一部免除を受けることができる者
 - (1) 建設業法施行令の規定による建設機械施工技術検定のうち1級の建設機械施工技術検定合格者で実技試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかった者。
又は、2級の第4種から第6種の建設機械施工技術検定合格者。
 - (2) ア 道路交通法の規定による大型特殊自動車運転免許を有する者。
イ 道路交通法の規定による大型自動車運転免許若しくは中型自動車運転免許
又は準中型自動車免許又は普通自動車運転免許を有し、かつ、労働安全衛生法第59条第3項の規定による小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転特別教育又は車両系建設機械（解体用）運転特別教育又は不整地運搬車運転特別教育を受講し、その後運転の業務に3ヶ月以上従事した経験を有する者。
ウ 不整地運搬車運転技能講習を修了した者。
 - (3) 労働安全衛生法第59条第3項の規定による小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転特別教育又は車両系建設機械（解体用）運転特別教育又は不整地運搬車運転特別教育を受講し、その後、運転の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者。

5 科目及び一部免除者並びに特例該当者の受講科目
(斜線は免除科目、○印は受講科目) (途中休憩を含む)

| 学科 実技 の別 | 科目 | 時間 | 時間割 (昼休み休憩時間) | 一部免除 | | |
|----------------|--------------------------|----|-----------------------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | | 4の(1) 該当者 | 4の(2) 該当者 | 4の(3) 該当者 |
| 学科 (1日目) | 運転に必要な 一般的事項 | 3 | 8:50~12:00 (12:00~12:45) | / | ○ | ○ |
| | 走行装置の構造、 取扱い方法 | 4 | 12:45~17:00 | / | / | ○ |
| 学科 (2日目) | 作業装置の 構造、取扱い、 作業方法 | 5 | 8:50~14:50 (12:00~12:45) | ○ | ○ | ○ |
| | 関係法令 | 1 | 14:55~15:55 | / | ○ | ○ |
| | 修了試験 | 1 | 16:00~17:00 | ○ | ○ | ○ |
| 実技 (1日目) | 作業装置の操作 | 5 | 9:00~15:00 | ○ | ○ | ○ |
| | 修了試験 | 1 | 15:10~16:10 | ○ | ○ | ○ |
| 実技 (2日目) | 走行の操作 | 7 | 9:00~17:00 | / | / | / |
| 実技 (3日目) | 走行の操作 | 7 | 9:00~17:00 | / | / | / |
| 実技 (4日目) | 走行の操作 | 6 | 9:00~16:00 | / | / | / |
| | 修了試験 | 1 | 16:10~17:10 | / | / | / |

6 受講料 (テキスト代 1,925 円 (消費税込み) を含む。)

| 受講区分 | 時間 | | 受講料 |
|-----------|----------|----|------------|
| | 学科 | 実技 | |
| 全科目受講者 | 13 | 25 | 注) 97,405円 |
| 一部 免除者 | 4の(1)該当者 | 5 | 注) 46,365円 |
| | 4の(2)該当者 | 9 | 注) 49,445円 |
| | 4の(3)該当者 | 13 | 注) 52,525円 |

注① 会員で助成金を申請しない方は、テキスト代の支部補助金 1,000 円を差し引いた受講料となります。

注② 非会員のテキスト代補助はありません。

注③ 欠席の場合等は、原則として返金致しません。

7 修了証の交付

所定の教育を全て受講した合格者に対し、修了証を交付します。

8 助成金

助成金に関しては、人材開発支援助成金の申請について申請する事業所は必要書類を作成してお渡し致します。

9 受講当日の携行品等

- (1) 学科講習：受講票・筆記用具 (HB 又は B 鉛筆・消しゴム)
- (2) 実技講習：受講票・作業服・安全帽 (ヘルメット)・作業用靴 (安全靴、半長靴など) 手袋・雨衣
- (3) 実技は原則として雨天でも実施します。

10 実施日・会場

- 実施日 第1回 【受付期間 3月18日～3月30日】
・ 4月7～8日(学科) 4月14～17日(実技)
- 第2回 【受付期間 9月2日～9月17日】
・ 9月29～30日(学科) 10月6～9日(実技)
- 第3回 【受付期間 12月1日～12月18日】
・ R9.1月6～7日(学科) 1月12～15日(実技)

会 場 学科 (一社)建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南2-13-5 TEL 0952-26-1563
実技 建災防実技講習場 佐賀市大和町川上4569 TEL 080-1766-0856